規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

- (1) 博物館法第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する博物館の登録に係る 基準を定める告示について(案)
- (2) 博物館法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に係る基準を定める告示について(案)

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第1項第3号、第4号及び第5号
- (2) 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第24条第1項第2号、第3号及び第4号

3 制定の趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館法及び博物館施行規則が令和5年4月1日に改正されました。

この法改正では博物館の登録の要件等の見直しが行われていることから、博物館及び博物館に相当する施設の登録等を行う本市教育委員会において、法改正の内容に合わせて、登録等に係る基準を定めます。

4 規則等の案の内容

博物館の登録等に係る基準(博物館の登録に係る基準及び博物館に相当する施設の指定に係る基準)を定めるに当たっては、国から参酌すべき基準(国が教育委員会に対し参考に示す内容)が示されており、この基準を参酌して、次の3点に関する基準を別紙2及び別紙3のとおり定めます。

- (1) 体制に関する基準
- (2)職員に関する基準
- (3) 施設及び設備に関する基準

5 規則等を施行する時期(予定)

令和6年12月1日

静岡市の登録博物館・指定施設について

○博物館とは

博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設であり、実物 資料を通じて人々の学習活動を支援する施設としても、重要な役割を果たしています。

○博物館の種類

博物館は、次の3つに区分されます。

(1)登録博物館

博物館法第2条に定められた施設です。

あらゆる法人(国と独立行政法人を除く)が主体になって設置した博物館であり、学芸員の配置や年間 150 日以上の開館などの要件を満たしていることが必要です。

静岡市内に所在の登録博物館は、静岡市教育委員会が申請を受け付け、登録を行います。

令和6年9月現在、静岡市内には5館の登録博物館があります。

(静岡県立美術館は、静岡県の登録博物館です。)

- 1 静岡市立登呂博物館
- 2 静岡市立芹沢銈介美術館
- 3 公益財団法人駿府博物館
- 4 久能山東照宮博物館
- 5 一般財団法人清水港湾博物館

(2)指定施設(博物館相当施設)

博物館法第31条により、博物館に相当する施設として指定された施設です。

学芸員に相当する職員の配置や年間 100 日以上の開館などの要件を満たしていることが必要です。 一方で、登録博物館のように設置主体には制限がなく指定施設を目指すことができます。

静岡市内に所在の指定施設(博物館相当施設)は、静岡市教育委員会が申請を受け付け、指定を行います。ただし、国立または独立行政法人立の場合は文部科学大臣が、静岡市立の場合は静岡市教育委員会が指定を行っています。

令和6年9月現在、静岡市内には5館の指定施設があります。

- 1 東海大学海洋科学博物館
- 2 東海大学自然史博物館
- 3 東海道広重美術館
- 4 静岡市美術館
- 5 静岡市歴史博物館

(3)博物館類似施設

博物館法に定められた「登録博物館」と「指定施設」以外の施設を指します。

静岡市内にも、多数の博物館類似施設があり、多種多様な博物館活動を行っています。